



オレンジリングは、認知症サポーター（応援団）のあかしです。

# 第8期介護保険事業支援計画の取組評価 及び 第9期介護保険事業支援計画の策定に向けて

令和5年8月22日  
三重県医療保健部長寿介護課

# 介護保険事業(支援)計画について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

## 国の基本指針(法第116条、8期指針:令和3年1月厚生労働省告示第29号)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める

※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

## 市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)  
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

## 保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

## 都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

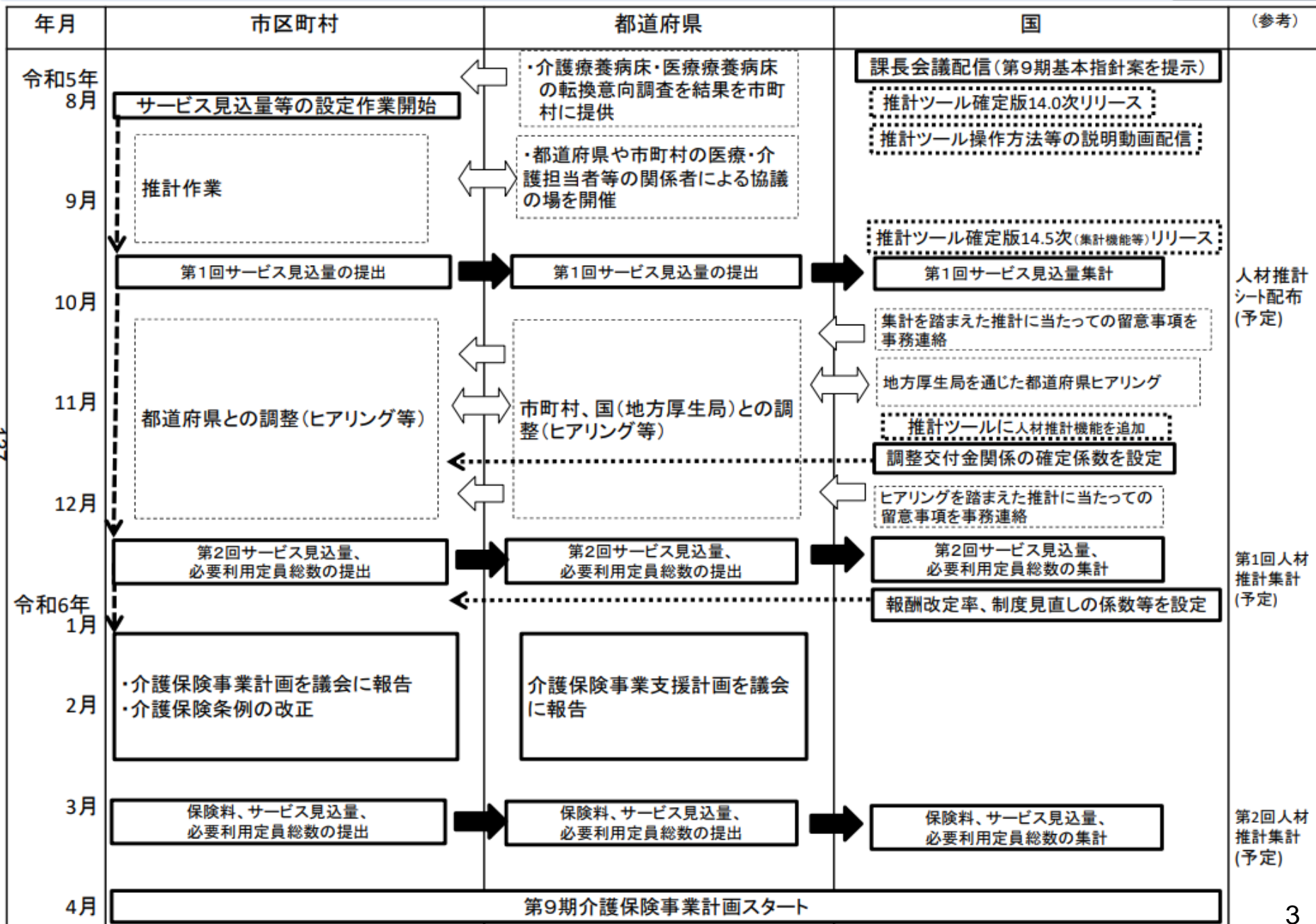
- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)  
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

## 基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

# 第9期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール (R5. 7. 31)

参考資料3



## 基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

## 見直しのポイント（案）

### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
  - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
  - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
  - ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
  - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
  - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
  - ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

### 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
  - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
  - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
  - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
- ③ 保険者機能の強化
  - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

### 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

■ 第9期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえて、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

## 1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

## 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

## 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

# 第9期介護保険事業(支援)計画の基本指針(案)について

令和5年7月10日の介護保険部会意見反映後

## 第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

### 一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

#### 8 他の計画との関係

##### (十五) 認知症施策推進大綱を踏まえた取組

認知症施策においては、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の意見も踏まえながら、「共生」と「予防」の施策を推進することが重要である。

こうした観点から、都道府県介護保険事業支援計画において、認知症施策を定める場合にあっては、認知症施策推進大綱の基本的な考え方を踏まえるよう努めるものとする。

**なお、認知症施策推進大綱の対象期間は令和七年までの六年間であり、令和四年は策定三年後の中間年であったことから、施策の進捗状況について中間評価が行われた。**

**したがって、今後は、中間評価の結果も踏まえ、認知症施策推進大綱の考え方を踏まえた施策を進めることが重要である。**

**また、令和五年通常国会で成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していく必要があることに留意すること。**

## **第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項**

### **三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項**

#### **5 認知症施策の推進**

都道府県は、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、認知症施策に取り組むことが重要である。

認知症施策に取り組むに当たっては、都道府県介護保険事業支援計画に、次に掲げる取組について、各年度における具体的な計画(事業内容、実施(配置)予定数、受講予定人数等)を定めることが重要である。



**特に、都道府県が実施主体となる医療・介護従事者の認知症対応力の向上やチームオレンジ等の地域支援体制の強化に向けた研修を計画的に開催することが重要である。**

**また、市町村の取組も含めた都道府県全体の計画を示し、必要に応じて、市町村への支援策を定めることが重要である。**

**なお、早期診断を行う医療機関の整備については、地域の医療計画との整合性を図りながら進めることが重要である。**

## (一) 普及啓発・本人発信支援

イ 認知症サポーターの養成、特に、認知症の人との地域での関わりが多いことが想定される職域の従業員等をはじめ、子どもや学生に対する認知症サポーター養成に係る講座の拡大

ロ 世界アルツハイマーデー(毎年九月二十一日)及び月間(毎年九月)等の機会を捉えた認知症に関するイベント等の普及啓発の取組実施

ハ 「地域版希望大使」の設置とその活用

ニ ピアサポート活動の推進

## (二) 予防

認知症の予防に関する調査研究の推進及び市町村における認知症予防に資する可能性のある活動(通いの場の拡充など)の推進に向けた地域の実情を踏まえた支援

### **(三) 医療・ケア・介護サービス**

**イ 認知症疾患医療センターの計画的な整備及びセンターの地域の関係機関間の調整・助言・支援機能の強化に向けた取組  
ロ かかりつけ医に対する認知症対応力向上のための研修の実施及び認知症サポート医の養成と活用**

**ハ 病院従事者、歯科医師、薬剤師又は看護職員に対する認知症対応力向上のための研修の実施**

**ニ 認知症ケアに携わる介護人材の育成（認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修）**

## **(四) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・ 社会参加支援**

### **イ 認知症バリアフリーの推進**

**(イ) 認知症バリアフリーの取組の機運を高めるための先進的な取組の共有や広域での連携体制の構築**

**(ロ) 広域搜索時の連携体制の構築(管内市町村や近隣の都道府県との連携)**

**(ハ) チームオレンジ等の設置・運営に向けたステップアップ講座や研修の実施**

**(二) 成年後見制度利用促進法や成年後見制度利用促進基本計画に基づく権利擁護の取組の推進、市民後見人の育成・活用、支援組織の体制整備**

## (ホ) 日本認知症官民協議会における取組を踏まえた、官民が連携した認知症バリアフリーの推進等の認知症施策の取組推進

### ロ 若年性認知症の人への支援

若年性認知症コーディネーターの活動の推進(相談支援、就労・社会参加のネットワーク作り、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員との広域的なネットワーク作り等)

### ハ 社会参加支援の推進

介護サービス事業所における認知症の人をはじめとする利用者による有償ボランティアを含めた社会参加や社会貢献の活動の導入支援

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会

共生

予防

認知症施策推進大綱 (KPI 74件・評価項目92件)

① 普及啓発・本人発信支援

- ・認知症サポーター養成数 1500万人
- ・市町村における「認知症ケアパス」作成率 100%
- ・全都道府県においてキャラバン・メイト大使（仮称）の設置 等

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・地域公共交通計画の策定件数 1200件
- ・居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率 50%
- ・全市町村で、チームオレンジを整備
- ・全若年性認知症支援コーディネーターが初任者研修・FU研修を受講 等

② 予防

- ・介護予防に資する通いの場への参加率を8%程度に高める
- ・成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%に向上させる 等

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・初期集中支援チームにおける訪問実人数全国で年間40,000件
- ・認知症疾患医療センターの設置数 全国で500カ所
- ・医療従事者・介護従事者に対する認知症対応力向上研修受講者数 等
- ・認知症カフェを全市町村に普及

⑤ 研究開発・産業促進・国際展開 ・認知症のバイオマーカーの開発・確立（POC取得5件以上） 等

認知症の人や家族の視点の重視



## 資料2 みえ高齢者元気・かがやきプラン進捗状

況(第8期介護保険事業支援計画・第9次高齢者福祉計画)

令和3～5年度の取組概要より、

①県の認知症施策の取組の進捗、自己評価を行うとともに、認知症施策推進大綱の中間評価において取組が低調(評価B～C)であった施策への今後の取組の方向性を踏まえて、

②次期の第9期介護保険事業支援計画策定にあたっては、認知症の人と家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」の取組を車の両輪として、認知症施策の充実に向けて進めていきます。

# 認知症施策推進大綱の評価が低調(評価B~C)であった施策

認知症施策推進大綱		目標の評価
普及啓発 ・本人発信支援	認知症サポーターの養成	S
	イベント等普及啓発	S
	地域版希望大使の創設	C
	ピアサポート活動支援	B
予防	通いの場の拡充	B
医療・ケア ・介護サービス	初期集中支援チームの訪問実人数	C
	認知症疾患医療センターの整備	未達成
	認知症サポート医の養成	B
	認知症対応力向上研修	S
	認知症介護指導者養成	未達成
認知症バリアフリー ・若年性認知症 社会参加支援	認知症バリアフリー	対応中
	広域搜索時の連携体制	対応中
	チームオレンジの設置	C
	成年後見制度の利用促進	未達成
	若年性認知症の人への支援	A
	社会参加支援	S

評価	基準内容	評価項目
S	2025年までの目標を既に達成(目標値に対する達成度合いが100%以上)	25
A	2025年までの6年間のうち3年目の達成状況が100%以上	12
B	2025年までの6年間のうち3年目の達成状況が60%~100%未満	11
C	2025年までの6年間のうち3年目の達成状況が60%未満	4
未達成	目標年度が過ぎている項目のうち、目標値に達していないもの	12
対応中	実施済であるが定性的なKPI/目標であり、継続的に対応を行っているもの	28
	合計	92



＜国の「基本指針」項目（認知症施策推進大綱に基づき、定めるよう努める事項）＞

<b>1 普及啓発・本人発信支援</b>
① 認知症サポーターの養成
② 普及啓発の取組実施
③ 「地域版希望大使」の設置とその活用
④ ピアサポート活動の推進
<b>2 予防</b>
① 市町における認知症予防に資する可能性のある活動の推進に向けた地域の実情を踏まえた支援
<b>3 医療・ケア・介護サービス</b>
① 認知症疾患医療センターの機能の強化に向けた取組
② かかりつけ医に対する研修の実施及び認知症サポート医の養成と活用
③ 病院従事者等に対する認知症対応力向上のための研修の実施
④ 認知症ケアに携わる介護人材の養成
<b>4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援</b>
① 認知症バリアフリーの推進
・先進的な取組の共有や広域での連携体制の構築
・広域検索時の連携体制の構築
・チームオレンジ等の設置・運営に向けたステップアップ講座や研修の実施
・成年後見制度の利用促進
② 若年性認知症の人への支援
・若年性認知症コーディネーターの活動の推進
③ 社会参加支援
・認知症の人の有償ボランティアも含めた社会参加や社会貢献活動の支援

介護保健事業支援計画 認知症施策(県の取組)に係る記載事項(案)

(修正前) 第8期 介護保険事業支援計画	(修正後) 第9期 介護保険事業支援計画
<p><b>【認知症施策先進県に向けた取組】</b></p> <p>1 地域支援体制の強化と普及啓発 ～「共生」の取組</p> <p>① 認知症の人が安心して暮らせる地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) サポーター養成講座</li> <li>( 2 ) キャラバンメイト養成</li> <li>( 3 ) ステップアップ講座</li> <li>( 4 ) 本人発信支援</li> <li>( 5 ) 「治る認知症」の啓発</li> <li>( 6 ) 成年後見</li> <li>( 7 ) 認知症施策推進会議・市町連絡会</li> <li>( 8 ) 行方不明情報提供</li> </ul> <p>② 認知症の人と家族への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) チームオレンジ</li> <li>( 2 ) ピアサポート</li> <li>( 3 ) 認知症カフェ</li> <li>( 4 ) 認知症ケアパス</li> <li>( 5 ) 認知症コールセンター</li> <li>( 6 ) 認知症疾患医療センターの診断後支援</li> <li>( 7 ) 若年性認知症支援コーディネーター</li> <li>( 8 ) 若年性認知症研修</li> <li>( 9 ) 若年性認知症自立支援ネットワーク会議、若年性認知症本人の会運営支援</li> </ul> <p>2 医療・介護サービスの充実と予防 ～「予防」の取組</p> <p>① 認知症の医療・介護連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) SIBを活用した認知症予防の取組</li> <li>( 2 ) 予防に資する可能性のある活動の推進</li> <li>( 3 ) 認知症疾患医療センターの医療提供体制</li> <li>( 4 ) レセプトデータ活用・早期介入</li> <li>( 5 ) ITスクリーニング</li> <li>( 6 ) 脳の健康みえる手帳</li> <li>( 7 ) 初期集中支援チーム・地域支援推進員</li> </ul> <p>③ 医療・介護従事者の認知症対応力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( 8 ) かかりつけ医研修</li> <li>( 9 ) 認知症サポート医研修</li> <li>( 10 ) 医療従事者研修</li> <li>( 11 ) 介護従事者研修</li> <li>( 12 ) 医療機関ネットワーク</li> </ul>	<p><b>【認知症施策の充実に向けた取組】</b></p> <p>1 地域支援体制の強化と普及啓発 ～「共生」の取組</p> <p>① 認知症の人が安心して暮らせる地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) サポーター養成講座</li> <li>( 2 ) キャラバンメイト養成</li> <li>( 3 ) ステップアップ講座</li> <li>( 4 ) 本人発信支援</li> <li>( 5 ) 「治る認知症」の啓発</li> <li>( 6 ) 成年後見</li> <li>( 7 ) 認知症施策推進会議・市町連絡会</li> <li>( 8 ) 行方不明情報提供</li> </ul> <p>② 認知症の人と家族への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) チームオレンジ</li> <li>( 2 ) ピアサポート</li> <li>( 3 ) 認知症カフェ</li> <li>( 4 ) 認知症ケアパス</li> <li>( 5 ) 認知症コールセンター</li> <li>( 6 ) 認知症疾患医療センターの診断後支援</li> <li>( 7 ) 若年性認知症支援コーディネーター</li> <li>( 8 ) 若年性認知症研修</li> <li>( 9 ) 若年性認知症自立支援ネットワーク会議、若年性認知症本人の会運営支援</li> <li>( 10 ) 社会参加支援</li> </ul> <p>2 医療・介護サービスの充実と予防 ～「予防」の取組</p> <p>① 認知症の医療・介護連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 予防に資する可能性のある活動の推進</li> <li>( 2 ) 認知症疾患医療センターの医療提供体制</li> <li>( 3 ) レセプトデータ活用・早期介入</li> <li>( 4 ) ITスクリーニング</li> <li>( 5 ) 脳の健康みえる手帳</li> <li>( 6 ) 初期集中支援チーム・地域支援推進員</li> </ul> <p>③ 医療・介護従事者の認知症対応力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( 7 ) かかりつけ医研修</li> <li>( 8 ) 認知症サポート医研修</li> <li>( 9 ) 医療従事者研修</li> <li>( 10 ) 介護従事者研修</li> <li>( 11 ) 医療機関ネットワーク</li> </ul>